

月刊

日本行政

no.611
2023
October 10

Top
Message

日本公証人連合会会長との
対談が実現



宮ヶ瀬湖（神奈川県）

◆ Leadership

- ・ 常任会長3期目の船出
～皆で行政書士法改正を勝ち取ろう！～

◆ Topics

- ・ 各部・委員会等全体会議の開催報告
- ・ 行政書士制度広報月間の取組
- ・ ホームページ及び会員サイト「連 con」の
リニューアルについて

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。



常住豊

日本行政書士会連合会会長



令和5年8月2日(水)、小坂敏幸日本公証人連合会会長を日本行政書士会連合会にお招きし、常住日行連会長との対談が行われました。当日の様子を御報告いたします。

日本公証人連合会会長との対談が実現

はじめに

【常住会長】

小坂会長、この度は御多忙のところお時間を頂戴し、誠にありがとうございます。また、日頃から行政書士制度に深い御理解を賜り、行政書士による公正証書作成支援や日本行政への記事連載等に御協力をいただくなど、多方面にわたり御支援をいただいていますこと、重ねて御礼申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

【小坂日公連会長】

本日は、このような機会を頂戴し、誠にありがと

うございます。日頃から、行政書士の皆様には、大変お世話になっています。どうぞよろしく願いいたします。

行政書士会と公証人会との連携について

【常住会長】

さて、早速ではございますが、ここ数年は特に単位会と公証人会との連携が活発になっていると実感しています。各地の単位会における研修等で公証人の先生に御出講いただいたり、10月に行う行政書士制度広報月間では、各単位会で展開した無料相談会におい

て地域の公証人の先生にお越しいただき、共同で市民からの相談に応じていただくなど幅広い御協力をいただいています。昨年度、日行連では各单位会へ「公証人会との連携に関するアンケート」調査をいたしました。その中で特に単位会の意見としてあげられたのが、連携を通じて相互の業務への理解が深まり、公証人の先生方との信頼関係が強化された、セミナー等の講師や会報への寄稿などにも積極的に御協力いただいている、ということです。また、このような連携により行政書士にとっても国民にとっても公証人が身近であるという認識が高まっていると感じています。

【小坂日公連会長】



そうですね。公証人からも行政書士と連携を取ることにより公証人に対する敷居の高さを緩和する効果があったとの声が寄せられています。特に近年は、超高齢社会に突

入し、後見業務が増加しています。終活という言葉が一般化しているように、公正証書遺言等の遺言書の作成や、法定後見や任意後見など高齢者の方々の不安に寄り添う制度の需要が高まりつつあり、行政書士や行政書士会との連携は大きな相乗効果があると考えています。

【常任会長】

遺言書の作成については依頼が増えてきていますが、遺言書に比べて任意後見制度はまだ認知度が低いように感じます。

【小坂日公連会長】

成年後見制度のうち、法定後見制度はかなり浸透してまいりましたが、任意後見制度は、御指摘のとおりです。その重要性はもっと広める必要があると思っています。アメリカでは60歳ぐらいで終活をするのが一般的ですが、終活の一環として遺言書の作成や任意後見契約をしています。日公連では任意後見制度の周知のために、ミニドラマ「任意後見契約は老後の安心設計」を制作しましたので、是非こちらも皆様に御覧いただきたいですね。

【常任会長】

日公連ホームページにも掲載されている動画（本稿末尾に参考URL掲載）^{*1}ですね。拝見しましたが、任意後見契約を結んでいないとどういった不利益が起こるのか、事例もありとても分かりやすかったです。

日行連は平成22年に行政書士の成年後見団体である一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターを全国組織として立ち上げました。それから10年以上たち、今では公益社団法人として活動していますが、まだ関係各所で行政書士が成年後見業務を行うことを

十分に御認識いただけていないこともあります。そこで今年の3月に総務省に協力をお願いし、各都道府県、(一社)全国銀行協会等に向けて行政書士が業として財産管理業務や成年後見人等業務を行うことができる旨の通知を発出していただきました。詳しくは本誌5月号(No.606、28ページ)で御案内していますが、この通知により、特に金融機関で理解を深めていただけたのではと感じています。任意後見制度については、まだこれからもっと周知活動が必要だと思いますので、日公連と連携を取りつつ制度の概要と併せて、誰が手続を行うのか、誰に相談すればよいのか、というような初歩的な疑問を解消していくことで、この制度が生活に身近なものだと感じていただきたいと思っています。

【小坂日公連会長】

そうですね。周知活動といっても、1団体だけでは限界がありますから是非連携協力をお願いします。先ほどの総務省の通知については、公証人へも周知いたします。^{*2}

【常任会長】

ありがとうございます。ちなみに成年後見人等業務に取り組んでいる行政書士は、任意後見制度に関して御相談を受けることがあります。任意後見制度は、高齢者の方が御自身で判断能力のある間に、将来に備えて代理人を定めておくという制度ですが、行政書士は専門家として、御本人が将来どのように生活したいか、財産をどのように管理してほしいかなどを御本人からしっかりお話をお聴きして、任意後見契約書を作成しています。「任意後見契約」を締結する際には、公証人の作成する公正証書で結ぶ必要がありますから、行政書士と公証人との連携が取れていると、御本人の安心感につながりますね。

【小坂日公連会長】

そのとおりです。今後はデジタル化の課題もあります。同制度の利用者の方々にとって不安がないよう、具体的な手続は、私たちが組織として連携しながら対応していく必要がありますね。

【常任会長】

先ほどお伝えしたアンケートでは、単位会と公証人会との連携の成果には、地域差もあるようです。一度、連携協力の実績があると継続的に活動できる傾向にあるようですが、公証人会は地域によって公証役場にお一人しか公証人の先生がいらっしゃらないところもあるとお聞きしました。

【小坂日公連会長】

そうですね。いわゆる一人公証役場では、単位会から協力依頼をいただいても活動に制約がでます



ので、思うように連携できないケースもあります。ただ、例えば単位会の相談会に参加した公証人からは、行政書士の実際の相談対応を間近に見ることで非常に参考となり、よい刺激となったなどの前向きな意見が多くあげられています。お近くに一人公証役場しかないという場合には、近隣の公証役場や日公連から公証人を派遣することも検討いたしますので、一度御相談いただきたいですね。

【常任会長】

なるほど。確かに一人で対応されている公証役場もありますから、なかなか思うように連携できない場合もあるでしょうね。ただ国民の方々にとっては、どの地域においても需要は等しくあるでしょうから、一人公証役場の先生方とも、関係を強固にしていきたいところです。

【小坂日公連会長】

公証人会からは、連携を進めるための工夫として単位会と公証人会では準備に相当の時間を要するケースもあるため、単位会の支部と公証人といたった支部レベルでの連携も行い、実情に合わせた柔軟な対応ができればよいのではとの意見もありました。このような支部レベルの活動についてはどう思われますか。

【常任会長】

支部の活動になってくると、日行連ではなく単位会の活動の一つということになりますが、支部レベルの活動が活性化することにより、組織の連携もより活発になりますので、是非、地域・支部単位での連携も推進していきたいところです。

【小坂日公連会長】

ありがとうございます。公証人会としては、地道に連携し活動を継続していくことが国民の理解につながると考えています。これまでは新型コロナウイルス感染症の影響下での活動でしたが、今年度からは注意を払いながらもより活発に連携を取っていきたいですね。

デジタル社会への対応について



【常任会長】

日行連でも、今年度、引き続き内部的なデジタル

化の整備と政府が行う行政手続のデジタル化への対応を積極的に進めていく予定としていますが、公証人会ではどのような取組を予定されていますか。

【小坂日公連会長】

公証事務のデジタル化に関しては、先の通常国会において、「公正証書を原則として電磁的記録によって作成すること」「ウェブ会議による公正証書の作成を可能とすること」などを内容とする公証人法等の改正法が成立し、令和7年度上期には施行される予定です。現在、そのためのシステムの構築を鋭意進めているところです。今後は、各種手続において利用可能となるよう、関係機関との調整や周知活動を行う予定です。また、公正証書の有無を検索するシステムの構築なども検討されています。嘱託人本人や、その承継人、利害関係者など一定の範囲の者が、公正証書の有無やその公正証書を保存している公証役場を容易に検索できるようにするなど、電子データのメリットを生かして利便性を高める方向で検討していくことになります。

【常任会長】

そうすると、ウェブ会議においては、利害関係者の関与や本人確認の手続についても検討していく必要がありそうですね。

【小坂日公連会長】

そのとおりです。ビジネス目的で利用される公正証書のように、代理人による嘱託が可能なものについてはウェブ会議の利用が認められるでしょうが、遺言公正証書など代理人による嘱託が認められていないものについては、その内容や状況により慎重な判断が必要になってきます。公証人と直接面接する嘱託人本人が自由な意思の下で真意を述べることができる環境を確保することが大切です。そのため、ウェブ会議とする「相当性」を今後検討していく必要があります。

【常任会長】

行政書士業務においても同様のことが言えると思います。行政手続はデジタル化が進んでいきますが、私たち行政書士は、デジタル分野に不慣れな方々に対しても、地域に根差した身近な相談相手としても活動していきたいと考えています。また、こういった業務で培った知見をいかして、政府に対して提言なども行っていきたいと考えています。

【小坂日公連会長】

公証役場がデジタル化に対応しても、利用される方が操作できないという現実的な問題がありますよね。オンライン公証のノウハウを日公連・日行連双方で共有し、各地域で協力体制がとれるようになれば、もっと利用しやすくなると思っています。例えば、行政書士事務所からオンラインで公証役場につなぎ、利用者は行政書士にサポートしてもらうといったことも可能ではないでしょうか。

【常住会長】

利用者にとって非常に利便性が高まりますね。行政書士と公証人の実務的な連携を活発にして、国民の皆様様の様々な手続きが身近なものとなるよう是非協力していきましょう。

月刊日本行政「公証人に聞く！ 教えて ミネルヴァくん」について

【常住会長】

令和4年1月から連載寄稿をいただいている「公証人に聞く！ 教えて ミネルヴァくん」ですが、お陰様で大変好評です。国民の方々はもちろんのこと、行政書士の新入会員にとっても、入門教材として非常に分かりやすいと思います。浅草公証役場の澤野公証人に御執筆いただいておりますが、御本人の柔和なお人柄の分かる和やかな文体ですね。

【小坂日公連会長】

ありがとうございます。テーマは、公証役場にも問い合わせの多いテーマなどを中心に選定しています。国民にとっては少し難しいけれども知っておくべきテーマをそれぞれのマスコットが対談する形式で進んでいきます。正確に分かりやすく執筆していると思います。

特に、今後日公連でも積極的に取り組みたいと思っている問題として「外国人の遺言」がありますが、こちらもテーマにして執筆してもらいました。

【常住会長】

本誌3月号（No.604、35ページ）ですね。外国人の在留資格変更許可申請、特定技能制度の手続、就労、結婚などの国際関係業務を専門にしている行政書士も非常に多く、日行連主催の国際業務関係セミナーは毎回数百名の申込みをいただいております。行政書士にとっても関心の高い分野です。今後は「外国人の遺言」についても需要が高まるとみておられますか。

【小坂日公連会長】

そうです。今後はますます日本に在住する外国人の方々が増えることが予測されます。外国人の方々も日本で安定した生活を送れるよう支援をすることが権利擁護につながりますからね。また経済界にとっても有意義であると考えています。連載は、行政書士の方々の普段の業務にも是非御活用いただきたい情報をテーマにしていますので、今後も楽しみにしていただきたいと思います。

【常住会長】

行政書士も業務で外国人の方々に関わる人が多いですからね。遺言まで支援できるよう日行連も推進していきたいと思います。今後も引き続き、時宜に沿ったテーマについて、是非御執筆をお願いいたします。

今後の課題と取組について



【常住会長】

日行連では今後も引き続き公証人会との連携を深めていきたいと思っておりますが、どのような取組が求められているとお考えでしょうか。

【小坂日公連会長】

公証人の立場で言いますと、一人公証役場もありますように公証人の人数は行政書士に比べますと非常に少ないです。都道府県行政書士会やその支部の相談会等に、公証人がオンラインでの参加することを検討していただけるとより活発になるのではないかと考えています。

【常住会長】

相談会の形態もありますので、オンライン参加が可能な場合もあると思います。単位会では公証人の先生方に研修会の講師やセミナーへの参加を求める声もありました。双方から積極的に働きかけ、是非、地域の需要に応じた連携サービスを強めていければと思っています。本日はどうもありがとうございました。

※1：日本公証人連合会公式チャンネル
(YouTube)

「任意後見契約は老後の安心設計」

<https://youtu.be/mDYXDKOTbf4>



日本公証人連合会ホームページ

<https://www.koshonin.gr.jp/>



※2：令和5年8月9日付けで日本公証人連合会から各公証人宛てに通知されています。

10

日本行政

MONTHLY No.611 OCTOBER. 2023

C o n t e n t s

Top Message

日本公証人連合会会長との対談が実現 1

Leadership

常住会長3期目の船出
 ～皆で行政書士法改正を勝ち取ろう!～ 6

今期事業執行に係る抱負 7

Topics

各部・委員会等全体会議の開催報告 12

行政書士制度広報月間の取組
 広報月間の推進に向けて 21

令和5年度行政書士制度広報月間の実施について 22

広報月間によせて 23

監察活動実施の御案内 24

ホームページ及び会員サイト「連con」のリニューアルについて 25

Information

一般倫理研修の全会員受講義務化について 27

行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内 29

行政書士実態調査の御協力をお願い 30

■ Pick UP!単位会 32

■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん 33

■ 中央研修所通信10月号 35

■ 日行連の主な動き(8月) 36

■ コスモスInformation 37

■ 令和5年度行政書士制度PRポスターの撮影現場から 40

■ 全行団ニュース 41

■ 会員の動き/広報部員のひとり言/ 45

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

東日本大震災の被災に係る各種行政手続、今後の暮らしや事業の悩みなど、電話による無料相談を実施しています。

日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所

<対面相談・電話相談(予約制)>

電話番号:024-973-7163(予約専用)

通話料はお客様負担となります。

相談時間:13:00～16:00 毎週水曜日

(祝祭日・年末年始休業)

所在地:福島県郡山市堂前町10番10号

新型コロナウイルス感染症に関する
 無料電話相談窓口を各都道府県行政
 書士会に設置しています。



行政書士制度の
発展のために常住会長3期目の船出
～皆で行政書士法改正を勝ち取ろう！～

日本行政書士会連合会副会長 高尾 明仁



1. 御挨拶

会員の皆様、先の連合会総会におきましては、常住会長を中心とする現執行部のこれまでの取組に対し身に余る評価をいただき、常住会長3期目の当選に絶大なる御支援を賜りましたこと、まずもって厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

私自身も3期目の副会長職を拝命し、誠に身の引き締まる思いです。これまでの活動に慢心せず、これまで以上に常住会長をお支えし、制度発展のために精一杯邁進してまいり所存でございますので、会員・理事皆様方の更なる御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

2. 法改正検討項目について

行政書士法の改正については、本誌面においても、常住会長の言葉や行政書士制度に関する研究会の発表として度々掲載していますので、皆様既に御存じかもしれませんが、①デジタル化への対応と、②「報酬を得て」の取扱い（非行政書士の排除）の2つが大きなテーマとなっています。

①については、まず大きな流れとして、デジタル社会における行政手続は、事前審査型から事後調査（救済）型にそのウェイトが変わっていくことが予想されます。今までのような申請窓口で許可要件ごとに疎明書類を提示して許可を得る、という方式から、一旦電子申請にて画一的に受付し、後日疑義があるような場合には個別調査、場合によっては許可の取消し（救済）、という方式が変わっていくと思われまます。

であれば、我々はこの間に関わっていかねばなりません。「行政に関する手続の円滑な実施」に寄与するため、電子申請における「提出手続」についても検討が必要ですし（「書類作成代理」と「提出手続代理」を切り分けない）、例えばコロナ禍における一時支援金等の申請時の「事前確認機関」になり得たような、我々の「事実証明能力の活用」についても、検討・推進が必要であると考えます。

また、「国民の利便・権利利益の実現」に資するため、事後調査における「立会権」や事後救済における聴聞・弁明の代理権の制限解除（弁護士法第72条の制限解除）、行政不服申立て手続の利用範囲の制限解除（「行政書士が作成した」案件に限る制限解除）も求めていかねばならないと思っています。

②についても、その主目的は「国民の利便・権利利益の実現」にあります。デジタル化に伴い“なりすまし”が容易になります。持続化給付金のときには悪質業者による不正申請・不正受給が横行し、結果として国民が知らず知らずのうちに犯罪に巻き込まれるということが起こりました。また、最近では斡旋業者がメール等を通じ行政書士に顧客を紹介し、紹介料と称してその報酬の50%を中抜きするといった事例も出ています。結果としてその中抜き分が報酬に上乘せられ、何も知らない国民がその負担を背負わされることも懸念されます。

「報酬を得て」の文言を見直すことにより、こういった業者を直接閉め出すことはできないまでも、間接的にでも、少しでも、国民を守ることができればと考えています。

3. 今後の取組

これからの取組としましては、①総務省等との条文案などについての調整、②各党所属の国会議員への説明、③各士業団体に対する説明が必要になってまいります。どれも時機を逸せず、早急に進めなければなりません。①については、既に総務省に説明に上がっていますし、②についても政治連盟の御協力を得て、各議連の会長には要望概要を伝えています。③も含め、最終的には皆様の御協力をお願いすることになろうかと思っておりますので、その際には是非御協力のほどお願いいたします。

4. 最後に

上記のとおり、常住体制3期目の最大の期待は行政書士法の改正にあると考えています。3期6年の集大成として是が非でもこれを成し遂げなくてはなりません。

当然、それに向けて最大限の努力をする覚悟でございますが、叙上のとおり、今回の法改正はかなり壮大で、ハードルが高いものになります。最後は全員一丸となった姿勢が問われることになると思っています。

我々執行部も全力でこの法改正に向かってまいりますので、皆様にも倍旧の、熱い御支援を賜れば幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

今期事業執行に係る抱負

倫理研修の義務化に当たって

総務部 部長 宮本 重則



平素より総務部の事業に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。この度の理事会にて、総務部長に再任されました。常任会長、47都道府県の会長を始め本会、単位会の役員、会員の皆様の御協力を賜りながら、引き続き総務部の事業推進に誠心誠意当たってまいりますので、2年間何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、皆様も御存じのとおり、一昨年大規模な職務上請求書の不正使用事案があり、その再発防止策として、職務上請求書の管理体制を強化するなど様々な対策を講じてまいりました。その一つとして、本年8月31日から倫理研修の義務化が開始いたしました。根拠となる倫理研修規則の施行時に既に登録されていた全会員の皆様におかれましては、令和6年3月31日までの受講が必須となっております。また、その後に登録された皆様におかれましては、登録月の翌月から3か月以内の受講が必須となります。単位会の会長、担当役員をはじめ、会員の皆様には本研修に関する事務や受講のお時間をいただくなど、御負担をおかけしており誠に申し訳ございませんが、御理解・御協力を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

今後とも、常任会長が掲げる「そうだ、行政書士に相談しよう！」という本会活動理念のもと、職務上請求書の適正使用の推進をはじめ、様々な総務部の事業にしっかりと取り組むことにより、会員の皆様が円滑に業務を行うことができますよう尽力してまいります。

組織のデジタル化に経理面から臨む

経理部 部長 宮元 仁



前期決算書類中、数値の誤謬の御指摘をいただき、常任会長から「再発なき体制作り」の指示を仰ぎ、今期の経理部長を拝命いたしました。よって令和5年度以降決算書類では、予防策をもって正確な帳票類作成に努める所存です。

さて、経済産業省が過年度発表した「DXレポート」の中で、国内企業のデジタル化が遅れた場合、国際競争力が低下し2025年から最大で年間12兆円もの経済損失が発生する可能性があるとの指摘があります。いわゆる「2025年の崖」と呼ばれる事案です。それは老朽化した既存の基幹システム（レガシーシステム）を2025年まで残存させると、システムサポートの終了、作成関与者の不在により、システムの維持・継承が不能となり、ハードソフト両面でデジタル社会から断絶した組織に陥るといった現実事案です。「行政書士がデジタル社会の担い手となること」を目指す日行連におきましても、システムの社会とつながりデジタル化へと舵を切ります。そのためには、身の丈を踏まえた投資・コストのプランニングが肝要と言えます。経理部は会則により会費の徴収、予算及び決算、金銭及び物品出納保管、特定個人情報等を取り扱う事務を担っています。よってデジタル化導入投資が、中長期的には行政書士会全体の健全財政の確立と維持へと導かれるよう目論んでまいります。また短期的には、会計監査を含め改正電帳法に対応する方向にてデジタル化の先駆けとなるよう努めます。

デジタル時代に合わせた広報活動の展開

広報部 部長 相羽 利子



デジタル時代の到来は、企業や団体の広報戦略の進め方に大きな影響を与えています。伝統的な広報手法だけではなく、新たな技術やメディアの活用は、情報の即効性やアクセスの容易性、コスト削減など、数多くのメリットをもたらしてくれるものと思います。

この時代には、消費者の興味や行動を示すデータが溢れているため、データ解析ツールの活用が広報戦略の鍵となります。そのため、全国単位会の会員や事務局には新しい技術やプラットフォームの知識が不可欠です。継続的な研修や外部の専門家の意見を取り入れることで、更なる情報共有やスキルアップを図ることが喫緊の課題です。

特に、若年層はテレビや新聞よりも、SNSやYouTubeを主な情報源として使用しているので、SNSマーケティングや動画コンテンツの取組を強化することが重要かと思われます。しかし、デジタル時代の情報の拡散速度は非常に速く、良い情報だけではなく誤情報やネガティブな情報も同様に広がる可能性があります。そのため、危機管理プランの整備と、迅速な情報の準備も必要とされます。

これらの課題を踏まえ、広報活動の戦略や方針の再構築を視野において進め、デジタル時代に合わせた広報活動の実施を目指してまいります。

行政書士制度の未来を護る

法規監察部 部長 有賀 一雄



法規監察部においては、行政書士制度の維持発展のため、関係する諸法規の調査、研究、指導に関することを始め、非行政書士行為の排除に関することを担当しています。具体的には、各部、各委員会、各単位会から寄せられる法規的照会案件に対し検討し回答していくとともに、行政書士法に抵触する可能性のあるものとして情報提供された事案については、非違行為に当たるかどうか監察的な判断をし、非行政書士行為と判断される場合には必要な措置を採っていくことにあります。

現在、急速に進展する行政手続のデジタル化は、一方でウェブサイト上の秘匿性を悪用して行われるなりすまし等の横行を生み、悪意ある無資格の個人や団体による不正手続や法外な手続報酬の請求など、行政書士法違反に関わる行為も多く顕在化してきています。

法規監察部では、このような現状も踏まえ、デジタル手続における資格者代理人の法的基盤の確立に尽力していくとともに、国民の権利利益が損なわれることのないよう、その役割を果たしていく責任と重要性を再認識し、デジタル社会においても行政書士法が遵守され、確固たる職域が確保されることを目指して活動していく必要があると考えています。

今期は幸運なことに、平岡康弘前法規監察部長が担当副会長として継続的に関与してくださることに加えて、黒田積次長を始めとする部員各位も、当部の活動に関して高い見識を持ち、非常に経験豊富な方々です。こうした関係者の力を最大限に結集し、確固たる職域確保に向けて精力的に活動してまいりたいと考えていますので、会員の皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

許認可業務部の事業執行について

許認可業務部 部長 村山 豪彦



許認可業務部は、運輸交通・建設環境・社労税務生活衛生風俗営業・農地土地利用の4部門で、主に国土交通省・農林水産省・厚生労働省・環境省・経済産業省・子ども家庭庁・警察庁・観光庁・金融庁などの許認可業務を担当しています。デジタル庁の設置に伴い、行政手続の電子化が急速に進展することが想定されるので、本年度も引き続き電子化の進捗状況の情報収集をします。特に、運輸交通部門では、中間登録 OSS の利用促進に向けた OSS システム並びに貨物運送業など運輸業務の電子化、建設環境部門では、宅建業、産業廃棄物処理業・リサイクル業の電子化、社労税務生活衛生部門では、風俗営業、許認可を伴う各種法人の電子化、農地土地利用部門では、農地など土地利用業務の電子化について情報収集する予定です。

次に、関係省庁における多くの許認可業務において、まだまだ取組ができていない新たな業務を開拓し、行政書士業務として確立させる活動をしてまいります。

運輸交通部門は、OSS・封印業務についての更なる業務の充実化、建設環境部門は、建設キャリアアップシステム・エコアクション 21・再生可能エネルギーに係る業務の確立、社労税務生活衛生風俗営業部門は、食品衛生に関する手順書 (HACCP)・特定機能を有する薬局の認定制度・許認可を伴う各種法人・子どもに係る支援業務、農地土地利用部門は、農林水産業の経営支援・耕作放棄地、空き地、空き家の利活用・マンション管理計画認定制度に係る業務の確立に取り組みます。

そのほか、各行政書士が新たな業務に取り組むための支援として、各单位会への専門講師派遣、VOD 研修コンテンツの作成、セミナーの開催をいたしますので、御協力のほどお願い申し上げます。

法務業務部の事業執行について

法務業務部 部長 坪川 貞子



令和5年3月13日、総務省から「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」の通知が発出され、これら業務は、従来より行政書士又は行政書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務であることが明確になりました。

法務業務部では、財産管理業務及び成年後見人等業務がますます重要となる超高齢社会において、行政書士が専門家として責任を果たしていけるよう取り組んでまいります。

また、今後においても日本公証人連合会との連携を深め、来る公正証書のデジタル化に向けて協力体制を構築してまいりたいと思います。

<権利義務・事実証明部門>

所有者不明土地、空き家対策、相続土地国庫帰属制度等のほか、各施策に積極的に関与するため関係省庁との連携を深め、情報収集に取り組んでまいります。

さらに、老年学 (ジェロントロジー) の知識習得に努め、行政書士が担う役割について情報発信してまいりたいと思います。

<法務事務・成年後見部門>

終活等における日本財団遺贈寄付サポートセンターとの連携を始め、各地域で効果的な成年後見業務を展開できるよう情報収集に努め、各金融機関や関係団体等との協力関係を強化していくとともに、情報発信してまいります。

法務業務部では、各部門の連携に加え、三つの業務部が意見交換を行うことで、行政書士の多様な業務の強みを最大限にいかした活動ができるよう協力してまいりたいと思います。

「人生100年 あなたに寄り添う 行政書士」のキャッチコピーの御活用と、皆様の御支援御協力をお願い申し上げます。

国際・企業経営業務部の事業執行について

国際・企業経営業務部 部長 水野 晴夫



<国際部門の活動>

入管行政はよく制度・運用が動くので、しっかり対応してまいります。まず入管オンライン申請は現在運用中ですが、より利便性を求めて情報収集に努めてまいります。技能実習と特定技能の一本化が議論されていますが、これに対しても意見を言える場を求めてまいります。

入管法改正により在留特別許可申請の取次が可能になり、更に仮放免の管理人制度にも対応要請があります。今後、入管庁と協議してまいります。外国大使館を含む各種団体とも連絡を取り、連携を目指してまいります。情報提供のためのオンラインセミナーも開催したいと考えています。

<知財部門の活動>

著作権制度の普及啓発により一層努めてまいります。山口大学・ACCS・日行連の三者で連携して著作権教育の教材を開発し、小中学校への教育実践を単位会と共同してまいりたいと考えています。

著作権相談員の研修も引き続き実践してまいります。また、ブラッシュアップ研修による能力向上を目指します。農水知財分野の開拓、種苗法やGI法の申請は行政書士業務であることの周知に努めるとともに、農業分野全般へのサポートができるよう、許認可業務部とも連携してまいります。

<企業支援部門の活動>

コロナ禍で苦しんでいる中小事業者の支援金等の申請支援活動は落ち着いてきましたが、引き続き他の補助金申請の情報を収集し、提供してまいります。また、中小企業庁には行政書士の活用を訴え、金融機関、業界団体連合会との連携も図ってまいります。日本政策金融公庫とはメルマガ寄稿を通してより連携を強化してまいります。引き続き御支援・御協力よろしくお願いたします。

国民と行政を繋ぐデジタル化を目指して

デジタル推進本部 本部長 関谷 一和



2年前に新設されたデジタル推進本部ですが、ここまで、会員の皆さまが業務として関わる手続について各業務部と連携して、行政やサービス事業者が用意するインターネット上のシステムに関する情報を集めて皆さまに提供し、皆さまの業務環境の向上に寄与することは勿論のこと、前任の有賀本部長の下、デジタル庁や総務省のほか、あらゆる省庁に対してデジタル化戦略に関する積極的な提言を行い、また、マイナンバーカード代理申請事業に対する協力のように、業務を超えて広く国民のオンライン・デジタル化にも貢献するといった、能動的な発信型事業にも注力してまいりました。

会員の皆さまの多大な御協力をいただきまして、オンライン・デジタル化における「代理」の重要性や、行政書士が果たせる役割の大きさに関する行政や立法側の認識が少しずつ深まってきたという手応えを感じていますが、「まだまだ課題が山積するオンライン・デジタル化の推進のためには行政書士の経験と知見が必要である」との理解が、行政を始めとする社会において更に広く浸透するよう、これからも全力で事業に取り組んでいきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

行政書士制度推進のけん引役に！

行政書士制度調査室 室長 大塚 謙二



前年度に引き続き、私は常任理事・行政書士制度調査室の室長の委嘱を受け就任いたしました。日行連や行政書士が、より良い制度の構築、制度の改正を目指すに当たっては、日行連とはその両輪ともたえられる日政連との連携が欠かせません。こうしたことを踏まえ、前年度は、当調査室が日行連の窓口として日政連と協議・連携し、国の政策情報を共有することが可能となるスキームを構築しました。新たに、当調査室に設置した政策情報分科会をフルに活動させてまいりたいと考えています。

他方で、当調査室とは直接関係しませんが、現行の行政書士法の課題点を洗い出し様々な角度から検討を進めるため、昨年度、「行政書士制度に関する研究会」が設置されました。行政法を専門とする学識者を中心に学術的な側面から捉えた課題の整理とその解決に向けた対策の理論構築が試みられています。同研究会の構成員には、当調査室のメンバーが6人も在籍しており、行政書士の業務確立に向け、当調査室が制度推進のけん引役をしっかりと果たしてまいることができればと考えています。

引き続き、本年度も行政書士制度のより一層の発展のため、制度に関する政策研究、各種情報の蓄積及び整理等業務情報の共有化、政策提言、規制改革要望など、様々な課題に精一杯努めてまいりますので、皆様には、温かい御支援と御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

中央研修所の活動について

中央研修所 所長 西村 誠



中央研修所所長就任に際し、会員の皆様に御挨拶申し上げます。中央研修所では、倫理研修、基礎研修、業務研修など、VODによる100以上の研修コンテンツを中央研修所サイトに掲載し、会員の皆様に提供しています。また、公開セミナー等を随時開催し、会員のみならず業界等社会に対する情報発信等を通じて社会貢献を行っています。

職業倫理は行政書士の根幹を成す重要な要素です。私たちは常に透明性と公正さを保ち、より高い倫理観を備える事で、社会からの信頼を築き上げていく必要があります。職業倫理を共有し、共に学び、高めていくことで、会員の皆様の倫理意識の更なる向上につなげてまいります。

また、業務に関する能力の向上も不可欠です。変動する現代社会においては、常に新たな知識やスキルが求められます。今後も研修コンテンツの見直しを行い内容の充実を図ることで、法改正や新しい制度に迅速に対応して継続的な学習とその成果を追求し、会員の皆様の成長を支援してまいります。

会員の皆様のより一層の能力向上により、全ての行政書士がより競争力を持ち、未来に向けて確かな歩みを進めることができると信じています。

この使命を胸に業務部等の他部署や関係諸団体との協力と協働を大切にしながら、皆様と共に成長し新たな高みを目指してまいります。皆様の御支援と御協力を心よりお願い申し上げます。

各部・委員会等全体会議の開催報告

令和5年8月3日（木）、200名を超える各部・委員会等の構成員等が東京都港区の第一ホテル東京に一堂に会し、各部・委員会等全体会議が開催された。常任会長から事業推進の目的や取組方針等が説明されるなど、今年度の事業活動を本格的にスタートするに当たっての基本的な考えが共有され、一丸となって事業執行に当たるための体制が整えられた。また、翌4日（金）には、各部・委員会等の分科会が虎ノ門タワーズオフィス各会議室で開催され、今年度事業の具体的推進について、それぞれ協議された。



常任会長と井口日政連会長

各部・委員会等全体会議 次第

司会：総務部長 宮本 重則

- 1 開会のことば
- 2 全体会議の開催趣旨説明
- 3 配付資料・日程の説明
- 4 令和5年度事業執行に係る推進方について
日本行政書士会連合会会長 常住 豊
- 5 行政書士法改正実現に向けて～政治連盟の役割～
日本行政書士政治連盟会長 井口 由美子
- 6 行政書士制度に関する研究会からの報告
理事・行政書士制度に関する研究会幹事 徳永 浩
- 7 行政書士をめぐる最近の動向
総務省自治行政局行政課長 田中 聖也 様
- 8 閉会のことば

全体会議は、午後1時30分に宮本総務部長の司会で開会し、田後専務理事による開催趣旨の説明の後に本題に入った。

最初に、常任会長から今年度の事業の推進に当たり、その目的や取組方針、法改正要望項目及びその考え方などが説明され、続いて井口日政連会長から、法改正の実現に向けた日政連が担う役割が説明された。

次に、令和4年度から学識者の協力を得て開催されている「行政書士制度に関する研究会」がとりまとめた報告について、



徳永理事

同研究会幹事の徳永理事から説明がなされた。行政書士法改正要望の考え方に関わる研究成果が詳細に報告され、法改正要望項目に対する参加者の理解が促進された。



田中行政課長

最後に、総務省自治行政局行政課長 田中聖也様から「行政書士をめぐる最近の動向」と題し、近年の行政書士法の改正内容や業務等に関係する様々な動きについての講演をいただいた。また、マイナンバーカードの代理申請手続事業への協力に対する謝意が述べられた。デジタル社会に適した行政書士法の改正に向け、総務省としても適切に対応していく旨が述べられ、参加者から大きな拍手が起こった。

3時間半にわたる全体会議を通じて、デジタル社会における行政書士制度の役割とそれを実現するために必要な法改正、そのステップとなる今年度事業への参加者の理解が深められた。そして、目標達成に向けて、組織を挙げ、一致団結して取り組む重要性が共有され、全体会議は終了した。

会長、副会長、専務理事、常任理事、監事（敬称略）

会長・副会長



左から：原田・平岡・高尾・常住・金沢・竹田・田村

常住 豊（東京会）	
高尾 昭仁（大阪会）	金沢 和則（福島会）
平岡 康弘（静岡会）	竹田 勲（愛知会）
原田 誠（広島会）	田村 公隆（福岡会）

専務理事



左から：関口・田後

田後 隆二（神奈川会）
関口 隆夫（埼玉会）

常任理事



後列左から：大塚・水野・有賀・西村・関谷
前列左から：宮本・宮元・相羽・坪川・村山

宮元 仁（北海道会）	宮本 重則（東京会）
水野 晴夫（神奈川会）	関谷 一和（千葉会）
有賀 一雄（山梨会）	相羽 利子（新潟会）
坪川 貞子（福井会）	大塚 謙二（富山会）
西村 誠（大阪会）	村山 豪彦（兵庫会）

監事



左から：山本・増田

山本 準一（長野会）
西川 教（高知会）
増田 由明（会員外）

各部、委員会、本部等 (敬称略)

■ 総務部



後列左から：川邊・廣田・木村・羽田・青池
前列左から：萩原・青木・宮本・金沢・関口・本間

担当副会長：金沢 和則
専務理事：関口 隆夫
部長：宮本 重則
次長：青木 克博
部員：萩原 徳仁、本間 潤子、
廣田 稔、木村 宏政、
羽田 淳一
専門員：青池 典人、川邊 良平

■ 広報部



後列左から：吉田・中嶋・大門・益子
前列左から：鶴沼・関口・相羽・高尾・成田

担当副会長：高尾 明仁
専務理事：関口 隆夫
部長：相羽 利子
次長：鶴沼 理人
部員：成田 眞利子、大門 則亮、
益子 光宣、吉田 明浩、
中嶋 章雄

■ 経理部



後列左から：今田・笠井・吉田
前列左から：笠野・宮元・竹田・関口

担当副会長：竹田 勲
専務理事：関口 隆夫
部長：宮元 仁
次長：笠野 義二
部員：今田 重治、笠井 隆司、
吉田 修

■ 法規監察部



後列左から：林・栗須・飯田・渡辺・土田
前列左から：黒田・有賀・平岡・田後

担当副会長：平岡 康弘
専務理事：田後 隆二
部長：有賀 一雄
次長：黒田 積
部員：栗須 章充、林 幹、
飯田 弘樹、渡辺 浩、
土田 哲

■ 許認可業務部

担当副会長：高尾 明仁
専務理事：関口 隆夫
部長：村山 豪彦



後列左から：伊藤・染谷・高村・岩崎
前列左から：安野・村山・高尾・関口・中野

(運輸交通部門)

次長：安野 光宣
部員：中野 俊雄、高村 浩子、染谷 明、
岩崎 智也、中川 正彦
専門員：伊藤 大介



後列左から：田中・小出・川崎・早川・奥村・角子
前列左から：池垣・村山・高尾・関口・相場

(建設・環境部門)

次長：池垣真理子
部員：相場 忠義、田中 秀人、小出 秀人、
川崎 雅彦、早川 忠、奥村 拓樹
専門員：角子 裕司



後列左から：西村・濱田・阿部・雨宮・宮脇・小関
前列左から：松本・秋山・村山・高尾・関口・杉山

(農地・土地利用部門)

次長：秋山 賢治
部員：杉山久美子、松本 修、雨宮 伸幸、
宮脇万記臣、濱田 哲郎
専門員：阿部 誠、小関 敏和、西村 芳和



後列左から：石井・青木・田中・福井・野澤
前列左から：庄司・井上・村山・高尾・関口

(社労税務・生活衛生部門)

次長：井上 超由
部員：庄司真一郎、田中 由佳、福井 伸暁
専門員：石井亜由美、青木 茂隆、野澤 正太

■ 法務業務部

担当副会長：原田 誠
 専務理事：田後 隆二
 部長：坪川 貞子



後列左から：津田・岩崎・本間・岡本・中村
 前列左から：山本・多田隈・坪川・原田・田後

(権利義務・事実証明部門)

次長：多田隈 亨
 部員：岩崎 雅幸、本間 大介、山本 修三、
 岡本 祐樹、中村 修一
 専門員：津田 陽一



後列左から：岡・山本・山崎・熊谷・菊地
 前列左から：河野・坪川・原田

(法務事務・成年後見部門)

次長：河野 芳輝
 部員：山本 修三、菊地 淳史、山崎 節子、
 熊谷 郁美、岡 清二

■ 国際・企業経営業務部

担当副会長：田村 公隆
 専務理事：田後 隆二
 部長：水野 晴夫



後列左から：菅原・河野・川西・川村・下川原・清水・須藤
 前列左から：古城・黒田・水野・田村・田後・安藤

(国際部門)

次長：黒田 敬子
 部員：安藤 強、下川原孝司、川村 浩史、
 川西 孝昭、河野 聡、古城 良
 専門員：笠間由美子、須藤 哲也、速水 忠孝、
 菅原 純平、木島 正芳



後列左から：仙波・那住・大塚・高橋・中津川
 前列左から：野崎・水野・田村・田後・徳永

(知的財産部門)

次長：野崎 径裕
 部員：徳永 浩、大塚 大、高橋 輝
 専門員：江谷 清和、那住 史郎、中津川浩淳、
 仙波 芳一

■ 国際・企業経営業務部



後列左から：森・江口・赤沼・石原・加藤
前列左から：古田島・中山・水野・田村・田後・浦野

(企業支援部門)

次 長：中山 勇希
部 員：浦野 英樹、石原 静、赤沼慎太郎、
江口 公晴、古田島俊憲
専 門 員：加藤 道幸、森 伸二

■ 登録委員会



後列左から：多田隈・安野・古川・鶴沼
前列左から：秋山・田後・金沢・関口

担当副会長：金沢 和則
委 員 長：田後 隆二
委 員：鶴沼 理人、古川 正美、安野 光宣、
関口 隆夫、多田隈 亨、秋山 賢治

■ 申請取次行政書士管理委員会



後列左から：宮本・三浦・吉松・真重
前列左から：吉田・水野・櫻田・田村・田後・鈴木

担当副会長：田村 公隆
専 務 理 事：田後 隆二
委 員 長：櫻田 直己
副 委 員 長：水野 晴夫
委 員：鈴木 健一、吉田 靖史
専 門 員：三浦 健治、吉松 昌晃、宮本 健吾、
真重 正仁

■ 規制改革委員会



左から：澤本・高野・若林・岩崎・竹田・関口・岩野・関・
本多

担当副会長：竹田 勲
専 務 理 事：関口 隆夫
委 員 長：岩崎 雅幸
副 委 員 長：白木 純
委 員：岩野 光進、若林 三知、関 比佐江、
高野 雅史、本多 証一、澤本 武司

■ 裁判外紛争解決手続(ADR)推進本部



後列左から：子安・河上・竹内・船阪・入江・綿部
前列左から：和田・伴・杉山・田村・関口

担当副会長：田村 公隆
専務理事：関口 隆夫
本部長：杉山久美子
副本部長：伴 将史
委員：和田 英幸、河上 隆、竹内 正也、
子安 幸代、船阪 悟、入江 宏幸
専門員：綿部 未央

■ 法改正推進本部



後列左から：水野・坪川・村山・有賀・宮元・宮本・相羽・関谷・
西村・大塚
前列左から：田後・原田・平岡・高尾・常住・井口・金沢・竹田・
田村・関口

本部長：常住 豊
副本部長：井口由美子
委員：高尾 明仁、金沢 和則、平岡 康弘、
竹田 勲、原田 誠、田村 公隆、
田後 隆二、関口 隆夫、宮本 重則、
宮元 仁、相羽 利子、有賀 一雄、
村山 豪彦、坪川 貞子、水野 晴夫、
関谷 一和、西村 誠、大塚 謙二

■ デジタル推進本部



後列左から：佐藤・小谷野・中島・渡辺・松村
前列左から：中山・伴・関谷・金沢・田後・奥野

担当副会長：金沢 和則
専務理事：田後 隆二
本部長：関谷 一和
副本部長：伴 将史
委員：奥野慎太郎、中山 勇希、佐藤 貴博、
小谷野幸夫、中島 肇、渡辺 尚美、
松村 憲治、服部 真和

■ 自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)対策特別委員会



後列左から：菊地・田代・深貝・佐藤
前列左から：山脇・相場・高尾・関口

担当副会長：高尾 明仁
専務理事：関口 隆夫
委員長：相場 忠義
副委員長：山脇 正隆
委員：深貝 亨、田代 清昭、小宮 淳、
佐藤 友哉、菊地 幸雄

■ 改正行政書士法対応委員会



後列左から：安・松葉・坂本
前列左から：奥野・田後・原田・田岡

担当副会長：原田 誠
委員長：田後 隆二
副委員長：奥野慎太郎
委員：田岡 崇、大塚 政秀、安 圭一、
松葉 豪、坂本 雅史、深谷 康雄

■ 大規模災害対策本部



後列左から：水野・坪川・村山・有賀・関口・宮元・相羽・関谷・
西村・大塚
前列左から：田後・原田・平岡・高尾・常住・金沢・竹田・田村・
宮本

本部長：常住 豊
副本部長：高尾 明仁、金沢 和則、平岡 康弘、
竹田 勲、原田 誠、田村 公隆

(災害対策部)

部長：田後 隆二
副部長：関口 隆夫
部員：有賀 一雄、村山 豪彦、坪川 貞子、
水野 晴夫

(復興支援部)

部長：宮本 重則
副部長：宮元 仁
部員：相羽 利子、関谷 一和、西村 誠、
大塚 謙二

■ 行政書士制度調査室



後列左から：須賀・大岩・山本・吉本・下平・中村・小倉・小川・
菅谷・黒田・後藤・豊福
前列左から：竹内・鎌田・伊藤・徳永・大塚・竹田・田後・関本・
我妻・藤原

担当副会長：竹田 勲
専務理事：田後 隆二
室長：大塚 謙二
副室長：徳永 浩
委員：関本 勲、伊藤 浩、我妻 敦、
鎌田 淳、服部 隼和、竹内波美男、
小倉 正稔、中村美帆子、大岩 隆哉、
菅谷 修、黒田 淳子
専門員：飯田 森、藤原 将史、山本慎一郎、
吉本 昌広、小川 恵一、小関 典明、
須賀 雄一、下平 芳寛、後藤 淳、
豊福 崇

■ 法教育推進委員会



後列左から：田畑・善養寺・千田・野口・中村・西田
前列左から：寺田・山賀・古川・平岡・関口・山本

担当副会長：平岡 康弘
専務理事：関口 隆夫
委員長：古川 正美
副委員長：山賀 良彦
委員：寺田 康子、山本 修史、田畑 浩、
善養寺 貴洋、千田 久人、野口 直美、
中村 四郎、西田 雄一

■ 暴力団等排除対策委員会



後列左から：永澤・西野・田中浩・有田・西岡・田中雄
前列左から：横内・長谷川・青手木・平岡・向井・関口

担当副会長：平岡 康弘
専務理事：関口 隆夫
委員長：青手木良次
副委員長：向井 隆郎
委員：横内 寿治、永澤 敏敬、長谷川虹児、
西野 勝弘、田中 浩二、有田 一徳、
西岡 章、田中 雄一

■ 中央研修所



後列左から：櫻田・関谷・村山・水野・坪川
前列左から：関口・西村・和田

所長：西村 誠
副所長：関口 隆夫、和田 英幸
総務部 部長：櫻田 直己
企画部 部長：関谷 一和
基礎研修部 部長：水野 晴夫
業務研修部 部長：村山 豪彦
政策研修部 部長：坪川 貞子

■ 権利擁護推進委員会



後列左から：永光・野元・谷澤・上辻・内藤・赤羽
前列左から：細川・松村・大口・原田・田後・上池

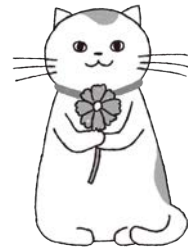
担当副会長：原田 誠
専務理事：田後 隆二
委員長：大口 晋
副委員長：松村 和人
委員：細川 榮子、上池 敏子、永光 由樹、
赤羽 康志、内藤 広子、谷澤 祐樹、
上辻 靖夫、野元 恵水

■ 選挙管理委員会



後列左から：赤司・倉橋・小笠原
前列左から：佐々木・堀井・遠山

委員長：佐々木政勝
副委員長：小笠原嘉宏
委員：堀井 泰史、遠山健太郎、赤司 久人、
倉橋 伸一



行政書士制度広報月間の取組

広報月間の推進に向けて

広報部

本年も行政書士制度広報月間を迎えます。例年に倣い、別掲の「令和5年度行政書士制度広報月間実施基本要綱」に基づき、全国の行政書士会が様々な催しや相談会を通じて、行政書士制度のPRを推進してまいります。

3年半にわたるコロナ禍により、人流に関わる広報活動への配慮や、従前の形態からの変容が求められるなど、広報月間事業の実施に際しては悩ましい状況が続いていました。今回は本年5月8日に新型コロナウイルスの感染法上の扱いが5類に引き下げられ、各種制限が緩和された中で初の初めの事業実施ということになりますので、広報活動の成果が大きく期待されるところです。

引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、国民の皆様、関係者の皆様の安全に十分配慮した上で、各種事業を実施していただきますよう、御協力のほどお願い申し上げます。

さて、日行連広報部では、主として本誌『月刊日本行政』の発行、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」の管理・運用を行うとともに、総務省の後援を受けて実施する広報月間事業、行政書士記念日事業、日行連公式キャラクターのユキマサくんを活用した広報活動を推進しています。

昨年度におきましては、広報月間事業として、令和4年度行政書士制度PRポスターモデルの貴島明日香さん出演の行政書士制度PR動画を作成し、日行連公式YouTubeチャンネルにて公開した上、YouTube広告として令和4年9月1日から10月31日まで広告掲載を実施したところ、大きな反響がありました。

行政書士記念日事業につきましても、同広告掲載を令和5年2月1日から2月28日まで実施し、最終的な動画の掲載終了までの間に、その再生回数は117万回を超えることとなりました。

本年度も引き続き、本誌の更なる誌面の充実化やホームページ等を活用した情報提供を行い、会員の皆様に対し業務に関する有益な情報提供に努め、対外的にも日行連の方針等を発信していくとともに、デジタル化の波に取り残されることのないよう、国民や会員の皆様のニーズに合わせて、ホームページ及び会員サイトの利便性向上に向けた検討を図ってまいります。

既に配付しています本年度の行政書士制度PRポスターには、昨年に引き続き、モデルで女優の貴島明日香さんを起用しました。貴島さんは、昨年4月まで朝の情報番組のお天気キャスターを務められ、知名度、人気度共に高く、「そうだ、行政書士に相談しよう!」というキャッチコピーと合わせることで、行政書士の更なる認知度向上に貢献していただけるものと考えています。

また、行政書士制度PRポスターの作成に合わせて、貴島さん出演の行政書士制度PR動画も制作し、YouTubeの日行連チャンネルにて公開しています。SNSを活用した対外的な広報活動を積極的に行い、若年層を始めとした幅広い年齢層にも興味を持っていただけるよう、多方面に広報活動を展開してまいります。

最後に毎年申し上げていることですが、広報活動は、その成果を一朝一夕に実感することはできません。各地において、継続して地道に取り組まなければ、望むような成果にはたどり着きません。

また、日頃から会員一人ひとりが誠実に業務を遂行し、国民の負託に応じて社会との信頼関係を構築していかなければ、十分な効果は望めません。日行連としてもこの機会に、各種の活動が全国の単位会や会員の皆様の不断の努力により支えられていることを再認識し、皆様の活動が有意義なものとなるよう、全国組織としての広報活動の在り方を再考してまいります。

新時代における行政書士の地位向上に資するべく広報活動を推進してまいりたいと考えていますので、本年度も関係者一丸となって行政書士制度広報月間を推進していただきますよう、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和5年度行政書士制度広報月間の実施について

<広報部>

本会及び各都道府県行政書士会では、毎年10月を行政書士制度広報月間と定め、行政書士制度の普及・浸透及び適正な運用と会員の意識高揚を図り、行政手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に質し、もって国民の権利利益の実現に資するべく、無料相談や社会貢献事業等の様々な活動に取り組むこととしています。

本年も、以下基本要綱に基づき実施いたしますので、会員各位におかれましては、広報月間の趣旨について御理解いただき、各都道府県行政書士会の取組に積極的に御協力くださいますようお願いいたします。

令和5年度行政書士制度広報月間実施基本要綱

1. 期 間 (1) 準備期間：令和5年 9月1日（金）から 9月30日（土）まで
(2) 実施期間：令和5年10月1日（日）から10月31日（火）まで
2. 推進団体 日本行政書士会連合会
3. 実施団体 日本行政書士会連合会・各都道府県行政書士会
4. 後 援 総務省・各都道府県（申請予定）
5. 目 的
 - (1) 行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することにより、国民の理解と信頼を得ることを通じて行政書士制度の更なる普及・浸透を図る。
 - (2) 行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識の高揚を図る。
6. 具体的計画の策定
 - (1) 本月間用の資料及びポスター等の効果的活用を図るとともに、行政書士電話相談、街頭無料相談の開設等により、直接国民に働きかける広報活動を展開する。
 - (2) 官公署と住民との橋渡し役としての適正な役割を果たすため、関係官公署に対し窓口における理解と協力を求める。
 - (3) 友誼団体並びに関係団体との友好関係を保持増進し、行政書士制度への理解を求める。
7. 行事に際しての事故防止・公衆衛生対策等
 - (1) 使用設備の安全点検や必要な警備の確保など、十分な安全配慮の上、執り行う。
 - (2) 手洗いや手指の消毒、室内の換気、人と人との距離を十分に保つことなど、基本的な感染症拡大防止対策を励行する。
8. 報 告

各都道府県行政書士会は、今後の制度発展の参考に資するため、行政書士制度広報月間実施結果報告書を日本行政書士会連合会に提出する。

広報月間によせて

法規監察部

現在、毎年10月に実施されている「行政書士制度広報月間」ですが、当初は「監察強調月間」と称し、日行連監察部が中心となって全国一斉キャンペーン活動を展開したことに端を発します。その後、制度啓発活動とともに監察活動を展開した「行政書士制度強調月間」時代を経て、平成19年度より現在の広報活動の推進とともに行政書士制度の趣旨を徹底する活動へと変化し、今日まで継続的に取り組まれてきています。

こうした変遷の背景には、私たちが取り扱う行政書士の業務範囲が極めて広範であり、全ての業務において職域確保を前面に掲げて厳格に強権的な監察活動を展開することは、他士業や産業界との軋轢を生み、その結果として国民の支持を失い、行政書士制度自体に拒絶反応を引き起こすのではないかという懸念があったことも関係しているものと思われます。

このことから、日行連では、予防的観点から行政書士法の違反事例を把握し、外部に注意喚起していくことを主として監察活動を展開してまいりました。しかしながら、急速に進展する行政手続のデジタル化は、一方でウェブサイト上の秘匿性を悪用して行われるなりすましの横行を生み、悪意ある無資格の個人や団体による不正手続や法外な手続報酬の請求など、行政書士法違反にかかる行為も顕在化してきています。

法規監察部では、このような現状も踏まえ、行政書士会が実施する監察活動を通じて会員の皆様の業務が適正に行われ、国民の権利利益が損なわれることのないよう、その役割を果たしていくことの責任と重要性を再認識し、デジタル社会においても行政書士法が遵守されることを目指して活動していかなければならないと考えています。

本年度においても、全国の行政機関、公共的団体、業界団体、国民・地域住民への行政書士制度の啓蒙並びに監察活動を粘り強く行うことが、行政書士制度の維持発展につながっていくものと考えていますので、各単位会におかれましては、引き続き御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、広報月間における監察活動に際し、関係機関に実態調査の依頼をしやすいよう、本年も日行連会長発出の文書を用意いたしました。必要に応じて御利用いただければと思います。

行政書士制度の維持発展のため、全国5万2千人の会員の皆様には、是非とも率先して取り組んでいただけますよう、御協力のほど切にお願い申し上げます。

監察活動実施の御案内

<法規監察部>

本会では、10月に実施される「行政書士制度広報月間」に併せて監察活動にも取り組むこととしています。各単位会に宛て以下の書面（抜粋）を発信していますので、御一読くださるようお願いいたします。

日行連発第505号
令和5年8月4日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法規監察部
部長 有賀 一雄

「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施について

日本行政書士会連合会では、本年10月1日から同月31日までを「行政書士制度広報月間」として定め、「実施基本要綱」により、制度の普及・浸透を図る目的で様々な運動を展開することとしておりますが、例年どおりこの機会に広報活動と表裏をなす監察活動にも、下記のとおり取り組むこととしております。

今年度については、継続性の観点から昨年と同様に「道路運送法関係業務」を重点活動項目とし、貨物自動車や旅客自動車等の許認可申請について非違事例の総量的把握という手法による調査を推奨いたします。本調査の主眼は、一般予防的意味に重点を置いた監察活動にあり、非違事例の総量的な把握という手法を梃子として外部に注意を喚起することを目的としております。

もとより、他分野及び他手法による調査等の監察活動を否定するものではありませんので、この点ご留意のうえ、各地の実情に応じた活動もあわせて推進されるようお願いいたします。

つきましては、当該活動の成果を上げるため、貴会におかれましては、下記の諸点を中心に、貴会の実情に応じた計画を策定され、監察活動の実施についてご対応をくださるよう、お願いいたします。

なお、当該活動におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に十分努めていただきますよう、ご理解・ご協力お願い申し上げます。

記

- 1 各都道府県主管部長より、各局部課、警察本部、市町村及びその出先機関の長に対し、「行政書士制度広報月間」の趣旨の徹底が図られるための、文書発出の協力要請。
- 2 関係各団体、特に建設業協会、自動車販売店協会、食品衛生協会、料理飲食店組合、遊技業組合、風俗営業組合、産業廃棄物協会等と十分協議をし、行政書士法遵守方の協力要請。
- 3 友誼団体として、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、社労士会、宅地建物取引業協会、建築士会等の各団体と協議をし、行政書士法遵守方の協力要請。
- 4 重点活動項目「道路運送法関係業務」に係る都道府県・市町村に対する調査。

ホームページ及び会員サイト「連con」のリニューアルについて

今般、日行連広報部では、日行連ホームページ及び会員サイト「連 con」（以下、「連 con」という。）のリニューアルを実施し、より見やすく、使いやすいホームページ・会員サイトとして皆様に御利用いただけるよう、ナビゲーションの変更や情報の階層整理・見直し、新機能の追加などを行い、公開することとなりました（9月25日予定）。

引き続き、広報部一丸となって、よりスムーズで魅力的な情報発信に努めてまいりますので、今後も日行連ホームページ及び連 con を御活用くださるようお願いいたします。

・連 con へのログイン方法

ログイン ID 及びパスワードに関しては、これまで御利用いただいていたものが引き続き御利用いただけます。ただし、リニューアル直前の令和5年9月13日からリニューアルまでの間に新規に連 con に御登録いただいた方や ID・パスワードを変更された方におかれましては、データが移行できていない可能性がありますので、お手数ですが、再度の新規登録・変更手続きをお願いいたします。

①日行連ホームページ トップページ画面



②会員サイト「連 con」 ログイン画面

※登録済みの方は、従前のログイン ID 及びパスワードが使えます！
(未登録の方はこの機会に是非御登録ください！)



③会員サイト「連 con」 トップページ画面

※ログイン後には是非マイページにアクセスして、便利なメール通知機能等を御確認ください！！



※登録の有無が不明な方はログインボタン下の「ログイン ID またはパスワードを忘れた方」から御自身の登録状況が御確認いただけます！

主な新機能について

- ・会員サイト「連 con」のライブラリ内
月刊日本行政アーカイブページ（更新中）



こちらが入り口！

ライブラリ

①月刊日本行政アーカイブの公開

これまで、直近一年分の『月刊日本行政』に限り日行連ホームページに掲載していましたが、そちらで掲載が終了した分についても、連 con のライブラリ機能のアーカイブに順次掲載してまいります。

- ・会員サイト「連 con」のマイページ変更画面



マイページ内
「変更する」を
クリックして移行

②メール通知機能の追加

日行連ホームページに掲載される「『月刊日本行政』最新号発行のお知らせ」及び連 con に掲載される「各業務関連情報掲載のお知らせ」のメール配信機能が追加されました。

特に、「『月刊日本行政』最新号発行のお知らせ」に関しては、メール本文中に該当号 PDF ページへの直接リンクや最新号概要が掲載されるなど、大変便利な機能となっています。紙での『月刊日本行政』の受取に代わる選択肢としても御活用いただけますと幸いです（紙での『月刊日本行政』の受取の停止を希望される方は、所属単位会を經由して日行連に御連絡ください。）。

※マイページ変更画面では「メール通知」「お気に入り」設定のほか、「日行連ホームページの会員検索結果に表示される主な取扱い業務」などの編集が可能です！

③お気に入り登録機能の追加

連 con に掲載される「各業務関連情報掲載のお知らせ」に関し、これまでの記事単体でのお気に入り登録のみでなく、記事の分類（例えば「運輸交通部門」「知的財産部門」など）でも、メール通知機能と連動する形でのお気に入り登録ができる機能が追加されました。マイページ内の「お気に入り一覧」のページにおいて、該当の部門の記事のみを抽出して御覧いただくことができますので、日々の業務に御活用ください。

～留意点～

- ・リニューアルに伴い、連 con へのログイン ID に使用するメールアドレス（会員検索の結果として表示を希望するメールアドレスも含む）について、会員間で同一のものを使用することができなくなります。行政書士法人などで一つのメールアドレスを複数名で共有されている方は、令和 5 年 9 月 13 日までにマイページから個別のメールアドレスに変更いただきますようお願いいたします。期限後もメールアドレスを複数名で共有されている場合、そのアカウントデータはリニューアル後の連 con に移行できず、改めて新規登録をお願いすることとなります。
- ・リニューアル直前の令和 5 年 9 月 13 日からリニューアルまでの間に連 con マイページから「主な取扱い業務」「メールアドレス」「URL」等を変更された方におかれましては、データが移行できない可能性があります。その間の操作は可能な限り避けていただき、操作された場合は、リニューアル後の連 con にて登録状況のご確認をお願いいたします。

重要なお知らせ

一般倫理研修の全会員受講義務化について

＜総務部・中央研修所＞

令和4年8月31日付で日本行政書士会連合会会則の改正が認可されたことに伴い、令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。

当該研修の受講方法等については、以下を御参考の上、受講いただきますようお願いいたします。

＜概要＞

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました（日本行政書士会連合会会則62条の2第3項）。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました（令和5年8月31日施行）。

＜研修科目＞

①行政書士法及び関係法令、②人権、③職業倫理、④職務上請求書の適正使用

＜受講期限（初回）＞

- ・令和5年8月31日時点で会員である者 ⇒ 令和6年3月31日まで
- ・令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者 ⇒ 登録月の翌月初日から起算して3か月以内
例：令和5年10月1日に登録した者 ⇒ 令和6年1月31日まで

（参考）2回目以降

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日

例：令和5年9月1日に修了した場合 ⇒ 令和11年3月31日

＜受講方法＞

中央研修所研修サイトにて受講

※中央研修所研修サイトで受講できる環境がない場合は、所属の単位会に御相談ください。

①中央研修所研修サイトにアクセス

日本行政書士会連合会のホームページ (<https://www.gyosei.or.jp/>) にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修受講

ID、パスワードを入力して中央研修所研修サイトにログインし、「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。

※最後に受講確認のためのテストがあります。詳しくは中央研修所研修サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。

The screenshot shows the login page of the Central Training Center website. At the top, there are logos for the Japan Association of Administrative Clerks and the GlobalSign SECURE logo. The main content area contains a welcome message, a login form, and a password renewal link. Three callout boxes provide instructions: one points to the login button, another points to the password renewal link, and a third points to the general ethics manual link.

日本行政書士会連合会
中央研修所 研修サイト

GMO GlobalSign SECURE
グローバルサイン認証サイト

本サイトは、日本行政書士会連合会中央研修所が、各都道府県行政書士会の会員向けに設置している研修サイトです。各会員におかれましては設定のある各種研修（有料・無料）を積極的に受講されることをお勧めいたします。

本サイトのご利用には、研修サイト用のID、パスワードが必要です。
◆はじめてご利用される方・通知したパスワードの期限が切れた方は、以下の「ID、パスワード」からID、パスワードを取得してください。パスワードは後で変更することもできます。

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」からマニュアルをダウンロードして御確認ください。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご参照ください。
▼▼▼▼
<< 中央研修所研修サイト利用案内マニュアル >>
一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアルをご参照ください。
▼▼▼▼
<< 一般倫理研修マニュアル >>

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリック

■既にID、パスワードをお持ちの方
ユーザーID、パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。
(パスワードを忘れた方はこちら)
ユーザーID:
パスワード:
ログイン

■はじめてのご利用の方
通知したパスワードの期限が切れた方
下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用申込を行ってください。
※ご利用には 行政書士登録番号 及び 受信可能なメールアドレス が必要です。
ID、パスワード申込
(研修に関するお問い合わせはこちら)

はじめて御利用の方は
こちらから「ID、パスワード申込」をクリック

中央研修所研修サイト利用規約
個人情報保護ポリシーに関して

Copyright 2008 Frontier Associates, Inc. All rights reserved. [V5.00]

③受講完了後、修了証を発行

職務上請求書を購入する際に一般倫理研修の修了証が必要となりますので、受講完了後に表示される「修了証発行」のボタンをクリックし、修了証のダウンロードをお願いいたします。なお、職務上請求書の購入予定がない方も「修了証発行」ボタンをクリックしないと修了日が確定しませんので、必ず「修了証発行」ボタンをクリックしてください。

行政書士申請取次関係研修会（VOD方式）の御案内

＜申請取次行政書士管理委員会・中央研修所＞

令和5年度の行政書士申請取次関係研修会（申請取次事務研修会、申請取次実務研修会）について、今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、中央研修所研修サイト VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムを用いた研修で、受講期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて個々の端末（パソコン、タブレット、スマートフォン）から聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細につきましては、下記「令和5年度開催概要」のスケジュールに則り、適時日行連会員専用サイト「連 con」にて御案内いたしますので御確認いただきますようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP > 会員ログイン > 研修・セミナー > 申請取次関係研修

令和5年度（令和5年10月～令和6年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (日行連HP詳細発表)	申込期間	修了証書 発送予定日	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	10月20日(金) ～10月30日(月)	8月中旬	9月7日(木) ～9月13日(水) ※受付終了しました	11月13日(月)	11月20日(月)
事務研修会 (新規)	11月21日(火) ～12月1日(金)	9月下旬	10月12日(木) ～10月18日(水)	12月21日(木)	-
実務研修会 (更新)	令和6年1月24日(水) ～2月2日(金)	11月中旬	12月7日(木) ～12月13日(水)	令和6年 2月16日(金)	令和6年 2月22日(木)
事務研修会 (新規)	令和6年2月22日(木) ～3月4日(月)	12月下旬	令和6年1月11日(木) ～1月17日(水)	令和6年 3月25日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、課題提出時期にかかわらず皆様一律に発送いたしますので御承知おきください。
事務研修会…課題提出締切後、結果通知とあわせて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

＜届出済証明書の更新を希望される方へ＞

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会を1回以上受講していただき、有効期間の満了前に更新の手続を完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を御確認いただき、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

行政書士実態調査の御協力をお願い

<総務部>

近年の社会経済活動の国際化・デジタル化の進展に伴い、行政書士業務についても複雑化、専門化が進んでいます。また更に、ADR、成年後見、法教育、権利擁護、災害対策等への取組などにおきましても、行政書士の果たすべき社会的役割がより一層期待されているところであります。

日行連総務部では、そのような変化の中、その時々における行政書士の果たすべき役割を鮮明にし、更なる行政書士制度の確立に向けて、今後の政策の決定、実行に生かすことのできる有益な情報を得るため、5年に一度「行政書士実態調査」を実施しています。また、平成30年度からは、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の義務に関する項目も挙げています。

皆様には御多忙の折、大変恐縮ではございますが、本趣旨を御理解いただき、制度発展のために当該調査に御協力をいただきたく、何卒よろしく御願い申し上げます。

1 実施方法

(1) 対象者：全会員

(2) 回答方法：インターネットによる回答

⇒本会ホームページ (<https://www.gyosei.or.jp/>) から会員サイト「連 con」にログインし、「行政書士実態調査」にアクセスの上、御回答願います。

※令和5年9月25日(月)から、「行政書士実態調査」を会員サイト「連 con」に掲載します。

※御回答は1会員につき1回答までとさせていただきます。

※会員サイト「連 con」のID・パスワードをお忘れの場合は、ログインページの「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から確認・再設定が可能です。

2 回答締切日 令和5年11月13日(月)

3 その他

(1) 調査対象会員は令和5年11月1日までの行政書士名簿登載者とします。

(2) 集計結果は『月刊日本行政』及び会員サイト「連 con」に掲載します。

(3) 「犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の義務に関する調査」においては、個人情報を御提供いただく場合がありますが、御提供いただいた情報は、追加調査の御協力をお願いする場合以外には使用いたしません。

(4) 不明点等がございましたら、下記まで御連絡ください。

【お問合せ先】日本行政書士会連合会事務局 総務課総務係

TEL 03-6435-7330

次ページに続く→

行政書士実態調査 インターネットによる回答方法

① 日行連ホームページ (https://www.gyosei.or.jp/) へアクセスしてください。



日行連ホームページの
トップ画面の「会員ロ
グイン」をクリック。

② 会員サイト「連 con」にログインしてください。

※初回ログインには同ページから「利用登録」が必要です



ID・PW を入力し、ロ
グインをクリック。
※ ID・PW をお忘れの
場合は、ログインページ
の「ログイン ID または
パスワードを忘れた方」
から再設定をお願いいた
します。

③ 「行政書士実態調査」にアクセスしてください。



「行政書士実態調査につ
いて」をクリックし、移
動先のページに記載され
ているアンケート回答用
URL にアクセス。

回答締切日：令和5年 11 月 13 日 (月)

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

北海道

行政書士会

「たくまくん文庫おひろめ会」を開催



北海道会旭川支部では、社会貢献事業の取組として旭川市（子育て支援課）の御協力をいただき、保育所・児童センターへ絵本などの児童図書を寄贈する「たくまくん文庫」を創設し、平成28年度から毎年1箇所施設の「たくまくん文庫」を寄贈しています。

本年度は、8月26日、午前11時から永山児童センターにおいて、多数の親子連れの方々、子育て支援課及び同センターの担当者、当支部から堂下支部長を始めとする役員5名（うち、北海道会のマスコットキャラクター「たくまくん」1名）が出席し、「たくまくん文庫おひろめ会」が開催されました。

おひろめ会では、支部長挨拶の後、子供たちからの「たくまく〜ん」の呼びかけに応じて「たくまくん」が登場し、「たくまくん」は子供たちの満面の笑みと拍手で迎えられました。

支部長から子供たちの代表者に絵本を寄贈し、そのお礼としてお手紙と手作りのリースがプレゼントされました。早速、寄贈した本の中から同センターの先生による絵本の読み聞かせが行われ、続いてアンパンマン体操が披露され、「たくまくん」も飛び入りで参加しました。

最後に、子供たちと「たくまくん」で記念写真を撮るなどの触れ合いを深め、おひろめ会は11時30分に終了しました。今後も社会貢献活動等を通じて、「頼れる身近な存在」としての行政書士の地位向上に努めてまいります。



「理由書」を提出し届出済証明書の更新手続をされた方々へ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る令和2年度の申請取次実務研修会中止に伴い、令和2年4月以降「理由書」の提出により届出済証明書の更新手続をされた方々にお知らせいたします。

先般から御案内のとおり、同一の実務研修会修了証書は、発行日から3年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続に原則1回に限り使用することができることとしています。

実務研修会修了証書の発行日から3年以内であっても、一度、「理由書」に基づく事後受講分として使用した修了証書は、次回の更新時には使用することができません（※）。

別途、次回更新時までの期間内に実務研修会を受講していただくことが必要となりますので御留意ください。

- ・「理由書」による更新手続後の事後受講分1回
- ・次回更新のための受講分1回

理由書による更新手続後、次回更新までに計2回受講が必要です。

※届出済証明書の有効期間が3年未満とされている方（例：在留期間が3年未満の外国籍会員等）については、3年未満の有効期間毎に申請取次実務研修会の受講を求めるものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に受講した実務研修会修了証書を複数回使用できるとした取扱いは従前どおりです。

第22回 任意後見契約締結後の法定後見申立て

<法務業務部>

(担当：浅草公証役場 公証人 澤野芳夫)

親が認知症になることに備え、あらかじめ任意後見契約を締結することが多いですが、任意後見受任者以外の者が法定後見の申立てをすることがあります。今回は、任意後見契約締結後に法定後見の申立てがされた場合の法的問題点を検討していきましょう。



ユキマサくん

この間、皆で行ったブドウ狩り楽しかったね。

そうですね。思ったより、たくさん取れましたね。それに、もぎたてのブドウがとても甘くて美味しかったですね。



ミネルヴァくん



ところで、Aさんという御高齢の男性と、その長女Bさんが任意後見契約を締結し、任意後見の登記もされたのだけど、Aさんの二女CさんがAさんについて後見開始の審判の申立てをしたんだって。任意後見契約が締結され、その登記もされているのに、法定後見の申立てをすることができるのかな？

任意後見契約に関する法律（以下、「任意後見法」という。）10条1項で、「任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。」と定めており、任意後見契約が登記されていても法定後見開始の審判等ができるという建前をとっています。そして、特別の必要性が認められるときは、後見開始の審判がされ、他方、任意後見監督人選任の審判申立てがある場合にはそれは却下されるのが通常です。



「特に必要があると認めるときに限り」というのは、「必要があるとき」よりも厳しい要件のように聞こえるけど、そのように理解しているの？

良い所に気がきましたね。任意後見契約が登記されているときに、法定後見開始の審判をするためには特別の必要性が要件とされ、任意後見が法定後见到優先する立場をとっています。



なぜ、そのような特別の必要性が要件とされるの？

本人が、任意後見制度による保護を選択したという本人の自己決定を尊重するという観点からです。任意後見契約は、誰を後見人にするか、どの範囲で代理権を付与するか（ただし、現在の運用では、包括的な代理権が多いようです。）を本人が選択できる制度です。その本人の意思を尊重するためです。



どのような場合に、特別の必要性があるといえるのかな。

任意後見法は平成12年4月1日から施行されているのですが、立法担当者の見解によれば以下のとおりです。まず、①本人が任意後見人に授権した代理権の範囲が狭すぎる上、他の法律行為について法定代理権の付与が必要であるが、本人の精神の状況が任意の授権に困難な状態にある場合があげられます。





それは例えばどのような場合なのかな。

例えば、任意後見契約の代理権目録が限定的に記載され、「不動産の処分」が掲げられていないが、高齢者施設への入所のため、自宅を売却する必要が生じた場合などが考えられます。次に、②本人について同意権・取消権による保護が必要な場合があげられます。任意後見人には、本人が行った行為につき、法定後見と同様の同意権や取消権（民法9条、13条）がありません（ただし、民法96条1項の詐欺取消等については、詐欺を受けた本人を代理して取消をすることができます）。本人保護のためにこれらの同意権、取消権が必要と判断される場合には、法定後見の開始が必要となります。



任意後見制度が始まった当初の立法者の見解である任意後見優先の原則は、現在もそのまま通用しているの？

特別の必要性として例を示した上記①及び②については、問題なく特別の必要性が肯定されるのですが、その後の裁判例や学説などをみると、特別の必要性の要件が柔軟化している傾向があります。



なぜ、柔軟化されてきたのかな？

任意後見契約があったとしても、推定相続人（本人が死亡したときに相続人となる人）間に対立があったり、任意後見受任者となっている者の財産管理に問題があったりするケースが増えているためです。



もう少し具体的に教えてほしいな。

例えば、任意後見受任者が本人の預貯金を引き出したり、本人の不動産を自分の利益のために売却したり、本人の不動産を自分に贈与させたりといったような、本人の財産を不当に取得するようなケースや、財産管理がずさんであるケースなどにおいて、他の親族等からの法定後見の申立てにより、特別の必要性が認められた事例があります。また、推定相続人間に本人の財産管理や本人の身上保護の方法について争いがあるケースにおいて、公平らしさを確保するため、第三者（弁護士等）を後見人に選任した事例などもあります。



本人がその人を任意後見人に選んだという自己決定権は尊重されなければならないけれど、それを上回る本人保護の必要性がある場合に、特別の必要性が認められるということなんだね。

そういうこととなります。任意後見と法定後見のどちらが本人保護となるか、比較衡量して決めるという学説もあります。また、悲しいことに、兄弟等親族間で相続争いの前哨戦のような形で、高齢者の（任意）後見人になることの争いが見受けられることがあります。例えば、任意後見契約を締結した直後に他の親族が同じ高齢者に対して法定後見の申立てをする場合や、法定後見の申立ての直後に任意後見契約を締結するなど、対抗的に後見制度が利用されるような場合です。そのような場合には、親族間に尖鋭な利害対立があることから、（任意）後見人として特定の親族が就任するのではなく、公平な第三者である士業者等が（任意）後見人になることがよいと思います。



行政書士も（任意）後見人になれるのかな。

行政書士や行政書士法人が業として（任意）後見人になることが可能であると解されています（総務省自治行政局行政課長 令和5年3月13日 総行行第84号通知・本誌5月号（No.606）28ページ参照）。先日、うちの公証役場の花野おり先生が話していたのですが、公証人が任意後見契約を締結する際、高齢者本人の意思確認を十分に行うことはもちろんのこと、そのほか、他の兄弟は特定の子と任意後見契約を締結することにつき理解を示しているのかについても確認した方がよいとのことでした。



いろいろと教えてくれてありがとう。参考になったよ。



ユキマサくんは、ミネルヴァくんから聞いたことをまもる先生に話しました。ユキマサくんとまもる先生は、仮装衣装を持ってお得意様が主催するハロウィンパーティーに出かけました。



まもる先生

確かな知識と信頼のために

中央研修所 所長 西村 誠



この度、日本行政書士会連合会中央研修所所長に就任いたしました大阪会の西村誠です。よろしくお願いたします。

就任の御挨拶に代えて中央研修所について御紹介いたします。

当研修所の目的は、基礎的な研修から専門的知識の習得を目的とした研修まで多様なコンテンツの提供を通して、会員の皆様のプロフェッショナリズムと専門的知識の向上を図り、行政書士制度の発展に寄与することにあります。

この目的を達成するために、当研修所では中央研修所研修サイトにおいて、100以上のコンテンツを各カテゴリに分類してVOD（ビデオ・オン・デマンド）にて公開しています。基礎的な知識や職業倫理から、高度な専門知識、実践的なトレーニングによる専門的なスキルの向上まで、会員の皆様のレベルやニーズに合わせたカリキュラムを提供することにより、皆様の業務分野に合致した多様な要望に応えることができるように努めています。

行政手続のデジタル化が本格的にスタートし、いずれはほぼ全ての行政手続がデジタル化されると言われています。社会のデジタル化も今後急速に進展することが予測される中、行政書士は国民や中小事業者のデジタル化にコミットするとともに、高齢者等いわゆるデジタル弱者がデジタル社会から取り残されないように支援する存在であり続けるために、私たち行政書士自身がデジタルリテラシーを習得する必要があります。今期も引き続きデジタル関係の研修の充実を図ってまいります。

また、本年8月から本格的に始まった一般倫理研修は、単に職務上請求書の払出しを受けるためのツールとしてではなく、会員の皆様が法律の専門家としてより高い倫理観を身に着けることで、行政書士が国民から信頼される存在であり続けることを目的としています。義務研修でもありますので早めの受講をお願いいたします。

令和4年7月から、希望する単位会による当研修所研修サイトのVODシステム利用を開始しました。各単位会が制作したVOD研修コンテンツを当研修サイトに登載して、所属単位会会員の皆様に提供するためのプラットフォームとして御利用いただいています。今後は利用単位会の拡充を図るとともに、地方協議会単位でも利用できるよう検討を図ってまいります。

中央研修所では、今後も研修コンテンツの充実及び刷新、セミナー等の開催を通じて会員の皆様に貢献していきたいと考えています。当研修所の活動が、行政書士制度を未来へとつないでいく一助となれば幸いです。

中央研修所研修サイト掲載コンテンツ一覧

I 義務研修

①一般倫理研修

5年に一度の義務研修で、「行政書士法及び関係法令」「人権」「職業倫理」「職務上請求書の適正使用」で構成されています。

②特別倫理研修（申請取次関係研修）（※お申込みくださった方のみ御受講いただけます。）

II 基礎研修

①コンプライアンス研修 ②基礎法律研修

III 業務研修

①運送・自動車 ②建設業・経審 ③産業廃棄・環境 ④農地・土地開発 ⑤風俗・福祉・各種営業 ⑥民事法務 ⑦中小企業支援 ⑧外国人関連 ⑨知的財産 ⑩著作権相談員養成研修 ⑪デジタル関係研修 ⑫行政不服審査法実務講座 ⑬業務研修その他

IV 政策関係研修

①ADR基礎研修 ②その他（権利擁護等）

V 特定行政書士関係研修

①特定行政書士プレ研修

②特定行政書士法定研修（※お申込みくださった方のみ御受講いただけます。）

③特定行政書士ブラッシュアップ研修（※特定行政書士の方のみ御受講いただけます。）

2日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 各部・委員会等全体会議の役割分担について
- (3) その他

常任理事会(～3日)**【合議事項】**

- (1) 本年度会長会テーマについて
- (2) 会員管理システム日行連・単位会部分の開発について
- (3) 一般財団法人建設業情報管理センターからの講演会開催に係る協力依頼について
- (4) 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターに出向する職員の人事について
- (5) 専門員の登用について
- (6) 各部・委員会等全体会議について

3日

木

法改正推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

申請取次行政書士管理委員会会議**【協議事項】**

- (1) 委員長、副委員長の互選について
- (2) 本年度事業計画について
- (3) その他

各部・委員会等全体会議(～4日)

4日

金

中央研修所正副所長会議**【協議事項】**

- (1) 各研修事業の具体的な推進について
- (2) その他

8日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(155件)
- (2) その他

22日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(101件)
- (2) その他

24日

木

申請取次行政書士管理委員会**【協議事項】**

- (1) 本年度事業の具体的推進について
- (2) 責任者会議の開催について
- (3) 研修会の運営について
- (4) 異議申立て案件について
- (5) その他

30日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

常任理事会**【合議事項】**

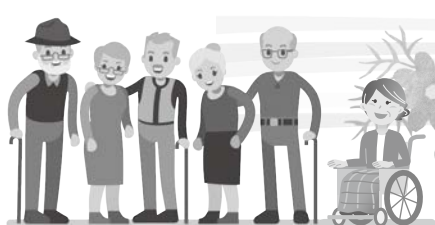
- (1) 本年度地協連絡会の資料について
- (2) 罹災証明書の代理申請について
- (3) 日本財団遺贈寄付サポートセンターによるシンポジウムへの後援名義使用依頼について
- (4) 「区分所有法制の改正に関する中間試案」に関するパブリックコメントへの対応について
- (5) 新規登録申請予定者からの要望について
- (6) デジタル庁との連携協定について
- (7) その他

31日

木

法改正推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他



「これから成年後見事務を行おうとされる行政書士の方へ」 =事例紹介=

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

副理事長 岡 清二



1. はじめに

あるデータによると、2022年までに成年後見制度を利用している人は約25万人に過ぎず、潜在的な後見ニーズ（判断能力が不十分とみられる人の総数：推計およそ1,000万人）のわずか2%を満たしているに過ぎないと言われています。今後、認知症高齢者等がますます増加し、それに伴い新たな後見の担い手も必要とされる場所です。

しかるところ、財産管理業務及び成年後見人等の業務が行政書士の業務に附帯し、又は密接に関連する業務であることの見解を総務省から文書で発出していただいたことで、新たに成年後見業務への参入をお考えの行政書士が増えていることと想像します。

そのような方は、コスモス成年後見サポートセンター等の団体に加入し、制度や後見事務に関する研修を受けられることをお勧めしますが、本稿では、少しでも実務をイメージしていただくことを念頭に、相談を受けるところから受任、そして事務を行うところまでの二つの事例を御紹介したいと思います。

2. 事例1【法定後見】

【相談】 相続手続でよく訪問している金融機関から、「預金者が亡くなったが、相続人の一人が認知症のため相続手続が止まっているので相談に乗ってあげてもらえないか」との連絡を受けました。

【状況】 相談者は、認知症の相続人（Aさん・女性）の息子さん（Bさん）で、Aさんは要介護5で施設入所されており、会話は全くできないとのことでした。

Bさんと一緒に施設を訪問したところ、Aさん

は車いすに座って小さな声で歌を口ずさんでおられました。Bさんのことは認識できていない御様子でした。

【受任】 相続手続を行うためには、Aさんの後見人を選任する必要がありました。一度後見人が選任されると、基本的に被後見人（Aさん）がお亡くなりになるまで後見が継続することをお伝えしたところ、Bさんが自営業で時間が取れないため是非に、ということで私が後見人候補者となることをお受けしました。

後日、仲間の司法書士から裁判所へ申立ていただき、Aさんの後見人として選任されました。

【事務】 当初の依頼事項であった相続手続は、遺産分割協議書（案）を相続人全員で作成し、家庭裁判所に事前相談した上で、遺産分割を行いました。

その後、毎月1～2度施設にAさんを訪問（できるだけBさんと同行）しました。Aさんが亡くなれば後見が終了した後もBさんとは往来があります。

3. 事例2【任意後見】

【相談】 近隣のクリニックから紹介を受けたということで、中年の女性（Cさん）が訪ねて来られました。「まだ元気な高齢の母（Dさん）が将来認知症等になったときに、健康に自信のない自分（Cさん）に代わって母（Dさん）のいろいろなことをお任せすることは可能か」という御相談でした。

私とそのクリニックの院長さんとは「体の主治医と同じように、身近な法律の主治医は必要だね」と話している仲です。

【状況】 Cさんに、母親のDさんと一緒に事務所へ来

ていただきました。Dさんは自宅で一人暮らしをされておりました。御高齢でしたが会話は鮮明で、ユーモア溢れる女性でした。

任意後見契約の説明をしたところ、Dさん本人も、娘のCさんもよく理解され、そういう制度があるのなら、もしCさんがDさんより先に亡くなるようなことがあっても安心ということで、制度の利用を検討することになりました。

【受任】 ただし、任意後見契約は一度の思い付きでするものではありませんので、御本人の意思が堅固であることを確認するつもりで何度かお会いしました。

すると、あるときDさんがお手紙をくださいました。「あなたを信頼しておすがりしているのにまだ信用してもらえないのか、自分の考えは変わらない」という内容の手紙でした。

私はその日のうちに再度お会いして、人生における任意後見契約の重みをお話し、かつ、お詫びし、移行型任意後見契約の受任者となることをお約束しました。

公正証書作成のため訪れた公証役場では、私の用心深さを大笑いされながら公証人に話しておられました。

【事務】 Dさんが体力の衰えを心配されておりましたので、Cさんとも相談して「介護付有料老人ホーム」に入所されることになりました。少し遠方にありましたが、毎月一度、Cさんと日時を合わせて訪問しました。

Dさんは、肺炎で亡くなる直前まで、フロアの全ての手すりをタオルで清掃することと、一人では食が進まない人への食事の介添えを日課としておられました。訪問日にはいつもおめかしされて、楽しい時間を過ごしました。

結局、任意後見はスタートすることなく、Dさんは「ありがとう」を何度も口にされて、旅立たれました。

幸い、Cさんはお元気で、今も交流が続いています。

4. これから成年後見の事務を行おうとされる方へ

前記2例は、これから成年後見の事務をお考えの方への一助になればと御紹介しましたが、これは、私の

これまでの仕事の延長上から派生した事例であって、相談の態様もアプローチの仕方も、人それぞれで多様だと思います。

ただ一つ共通して言えることがあるとすれば、御本人やその御家族の考えや生き方を尊重し、第一に御本人の「意思決定を支援すること」に重きを置いて、専門職としての報酬は、その行為の後に付いてくるものと捉えるべきことだと思います。

想像してみてください。自身の判断能力が不十分になってきたとき、身内ではない一行政書士に自身の全てを委ねることの重みを。

成年後見制度は信頼の制度です。受ける信頼には、信頼される人格を養い、信頼される行為でそれに応えるほかないのではないのでしょうか。

御縁をいただいた依頼者の方がお亡くなりになった後、御家族との御縁が続くことは、「あれでよかったのだな」と自己を慰める一つの目安になっています。年賀状のやりとりが増えることは御褒美のような気がしています。

成年後見業務は、周辺の業務と相俟って、これからの行政書士業務の大きな柱の一つになることは疑いのないことだと思います。是非、お近くのコスモス等の研修を御経験くださるよう重ねてお勧めします。

【団体概要】

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターは、日本行政書士会連合会により行政書士を正会員として2010年に設立された団体です。成年後見制度を通じ、高齢者、障がい者等の権利の擁護・福祉の増進に寄与するため、次の事業を行っています。

主な事業 1. 成年後見人等の養成・指導・監督
2. 後見人候補者の推薦
3. 成年後見制度の普及啓発活動

会員数 2,255名(42支部)
受任件数 5,139件(令和5年7月1日現在)

コスモス正会員募集のお知らせ

入会についてはお近くのコスモス支部までお問合せください。

入会を希望される方は次の事項について御確認ください。

- ・コスモスは社会貢献を実施する団体であり、会員に対する業務の斡旋を目的としていません。
- ・入会金 10,000円、年会費 24,000円を御負担いただけます。
- ・成年後見賠償責任補償制度に加入する必要があります(年 5,810円)。
- ・入会後も資質向上のために、毎年10単位の研修を受講していただけます。
- ・後見業務について、年4回報告する義務があります。

日本更生保護協会
からのお知らせ

法務省主唱 第74回“社会を明るくする運動”協賛
2024年(令和6年) 更生保護カレンダー

平山郁夫 画伯 作品集

—— 回想のシルクロード ——

『平山郁夫画伯作品集』は、今回が最後のご案内となります。



表紙 大毗波沙国桃源境

制作の趣旨

法務省主唱“社会を明るくする運動”の普及のため更生保護カレンダーを制作しています。犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの立ち直りに関して理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための本運動にご協力をお願いいたします。

壁掛けカレンダー

- 紙短冊綴じ 縦565mm×横450mm
- 100部以上お申込みの場合は、ご希望により団体の名称等を刷り込むことができますので、ご相談ください。

■ 頒布価格 1部 **1,000**円

卓上カレンダー



表面は、作品を掲載。



裏面は、書き込みができる
2か月分の月間カレンダーになっています。



絲綢の路 パミール高原に行く

- 縦160mm×横180mm×厚さ10mm 紙リング式カレンダー
- 限定数販売のため、無くなり次第販売終了とさせていただきます。

■ 頒布価格 1部 **700**円

- 申込方法 ホームページからお申込みください。 [日本更生保護協会 カレンダー](#) [検索](#)
- 10部以上(壁掛けと卓上を併せても可)お申込みいただきますと、送料等は当方で負担します。
- 9月下旬からの発送となります。



制作・発行
(申込先)

更生保護
法人 **日本更生保護協会**
☎151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-9

TEL 03(3356)5721(代)
FAX 03(3356)7610

令和5年度行政書士制度PRポスターの撮影現場から

<広報部>

広報部では、毎年10月に実施している行政書士制度広報月間事業の一環として、行政書士制度PRポスターを作成し、会員の皆様を始め、各单位会や各自治体などに配付し、掲示の御協力をいただいています。

本年度のポスターモデルは、昨年度に引き続き、モデルで女優の貴島明日香（きじま あすか）さんです。

雑誌やテレビ番組など様々な分野で大活躍中の貴島さんには、昨年度のポスターモデルも務めていただき、大変好評を得ました。今回も多忙を極めるスケジュールの合間を縫って、令和5年3月30日、関係者立会いの下でポスター撮影に臨んでくださいました。朝の情報番組「ZIP！」（日本テレビ系）のお天気キャスターを務

められてから、国民的な朝の顔として親しまれてきた貴島さんですが、撮影ではモデル・女優としての本領を発揮され、様々な表情やポーズを見せてくださいました。親しみ溢れる笑顔で柔らかな雰囲気を持つ貴島さんのお人柄で撮影現場は華やいだ空気に満たされ、撮影は大変順調に進みました。また、当日は日行連公式キャラクターのユキマサくんとの記念撮影にも快く応じてくださり、撮影は無事に終了いたしました。

ポスター撮影後は、昨年度も御好評いただいた行政書士制度PR動画を収録しました。令和5年8月1日から令和6年7月31日までの期間限定でYouTubeの日本行政書士会連合会チャンネルにて公開していますので、お見逃しのないように是非御覧ください。

本年度も広報部一丸となって行政書士制度のPR活動に努めてまいりますので、御理解御協力のほどよろしくお願い申し上げます。



YouTube 日行連チャンネルにて
制度PR動画公開中



PROFILE

きじま あすか
貴島 明日香

兵庫県出身。『non-no』専属モデルを務めつつ、朝の情報番組『ZIP!』のお天気キャスターとして注目を集め2021年第17回好きなお天気キャスター／気象予報士ランキングで1位を獲得。GIRLS AWARD、神戸コレクションなどショーにも出演し、CM・広告、女優業などで活躍している。最近ではYouTubeチャンネル「あすかさんち」やOPENREC.tvにて「貴島明日香のげーむちゃんねる」を開設し活動の幅を広げている。

会員の動き

登録者数 (令和5年8月末日現在)

合計	52,059名			
内 訳	男	43,813名	女	8,246名
個人事務所開業	男	41,410名	女	7,414名
行政書士法人社員	男	1,778名	女	367名
個人使用人行政書士	男	349名	女	233名
法人使用人行政書士	男	276名	女	232名

法人会員 (令和5年8月末日現在)

法人会員数	1,256
法人事務所数	1,508
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,052
従たる事務所数	456

異動状況 (令和5年8月中の処理件数)

新規登録	合計	287名	
	内 訳	男 224名	女 63名
登録抹消	合計	158名	
	内 訳	男 140名	女 18名
抹消内訳	廃業	132名	
	死亡	25名	
	その他	1名	

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで以降の発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される当該会員の変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問合せください。

- 発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (鶴沼)

猛暑の夏が過ぎ、行政書士の徽章のデザインであるコスモスの花咲く季節となりました。秋の味覚を堪能する季節です。秋の味覚といいますと、私はサンマですね。12年ほど前まではこの時期の食卓には、塩焼き、刺身、煮付け、竜田揚げ、佃煮、みりん干し、ぼうぼう焼きなどレシピを変えて毎晩出てきました。近年サンマの不漁が続いており、価格が高騰しています。庶民の味覚から遠い存在になりました。今年も、不漁が予測されています。地元の水族館では、サンマの養殖に向けた研究を開始するとの話です。漁獲量がピーク時の約19分の1に激減しており地元のサンマの加工業は既に衰退して、今更感が否めません。私たちの業務においても、行政手続のデジタル化による変わり目に、適切に対応しなければならないときが来ており、従来そのまましていると、時機を逸することになるかもしれないと思いながら、今年の秋の味覚は、何を食べようか。豊作、豊漁を願って、一献。

月刊 日本行政 10月号

第611号 令和5年9月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鶴沼 理人
 部長 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 10月号

令和5年9月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階